

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

京都市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 農業振興地域

(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年7月1日法律第58号、以下「農振法」という。)第6条に基づき指定された農業振興地域)

ア 現況

本地域は、総合的に農業振興を図るべき地域として指定されており、水稻、野菜、花き、果樹生産等多様な農業が展開される、本市農業において重要な役割を担う地域である。中でも、優良農地である農振法第8条に基づき本市が定めた農業振興地域整備計画の、農振法第3条第1項に規定する農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)内に存する農用地(以下「農振農用地」という。)においては、土地基盤や生産施設などの農業生産基盤の整備が計画的に進められ、効率的な農業生産の振興が図られている。このほか、観光農村や体験農園による都市農村交流、良好な景観の形成、特産物等の育成や地域の農業資源・伝統文化の継承など、様々な農業の有する多面的機能が発揮されている。

しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、農業生産活動や水路、農道等の維持管理活動等に支障が生じつつある。また、それに伴う多面的機能の低下、集落機能の衰退が懸念される状況にある。

イ 目標

上記(1)アを踏まえ、農用地区域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年6月20日法律第78号、以下「法」という。)第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(2) 生産緑地

(生産緑地法(昭和49年6月1日法律第68号)第3条第1項により定められた生産緑地地区内の農用地)

ア 現況

本地域では古くから京野菜生産の中心地として、極めて生産性の高い農業が展開され、品質の高い多種多様な野菜が生産されており、市民に新鮮で安全な農産物を

供給するうえで、非常に重要な役割を果たしている。さらに美しい緑の景観機能、多様な生物が生息できる環境機能、雨水の流出抑制や災害時の避難場所としての防災機能、市民が土に親しむレクリエーション機能など、多面的な公益機能を有しており、これらの機能発揮を通じて、市民がうるおいやゆとりを実感できる環境の創出や、京都の魅力あふれるまちづくりに貢献している。

しかしながら、都市化に伴う生産環境の悪化や相続などによる経営規模の零細化等により、効率的な農業経営が困難な状況になりつつある。また、農薬散布や肥料臭等による農家と都市住民の摩擦や、農業者の減少により農業用施設の維持管理が困難になるなど、都市化に伴う様々な問題が発生している。

イ 目標

上記(2)アを踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	農振農用地	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
②	生産緑地	法第3条第3項第1号イに掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

付記 1 農振農用地における法第3条第3項第2号に掲げる事業の対象地域については、5の(1)のアの(ア)に定める地域に限る。

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

ア 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(ア)かつ(イ)の要件を満たす農振農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、ほ場が直接又は畦畔、農道等を境に隣接している（以下「連担」という。）部分が1ha未満の団地であつ

ても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在し、全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(ア) 対象地域

京都府知事が地域の実態に応じて指定する地域及び右京区京北地域

(イ) 対象農用地

a 急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 自然条件により小区画・不整形な田

c 緩傾斜農用地（傾斜度が田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満）

(2) 集落協定の共通事項

ア 集落の農用地面積が1 ha 未満である場合において、農用地面積が0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数がおおむね50 戸に満たない場合において、協定参加者数が30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定するものとは、京都市地域農業担い手認定制度実施要領（平成17年8月22日、産業観光局農林振興室長決定）に定められた基準に基づき、市長が認定した者とする。

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等について、該当するものがあれば集落協定に記述するものとする。